#### (研究資料)

# 統一後ドイツのロシア系ユダヤ人移民にかんする 実態調査・研究資料 その受入れのための法手続の実態について

中 村 賢一郎

# The some Research materials on the life of Russian Jewish Immigrants after the Reunion of Germany (1) on the legal procedures for immigration Kenjiro Nakamura

#### Abstract

Why Jews prefer to continue living in Germany, the country guilty for the Holocaust resulting in death of millions of Jews? Why they immigrate into Germany, instead of Israel? Adequately, the paper examines and comments on such significant questions.

#### 目 次

#### はじめに

- 1.「分担難民」 ドイツにくるソビエト系ユダヤ人移民と彼らの社会的・法的資格
- 2. 旧ソ連邦からのユダヤ系移民とドイツ国内でのユダヤ人生活

## はじめに

最近とくにドイツ全土でネオナチやドイツ国家民主党NPDおよびドイツ民族同盟DVUが主導する極右勢力による外国人労働者とその家族や難民にたいする集団暴力傷害事件が頻発している。シェリー連邦内相は「極右思想が動機とみられる犯罪は,2000年の今年上半期の月平均668件から同年8月には1112件へと急増。うち外国人を標的にした犯罪は216件から403件,反ユダヤ主義が動機とみられる犯罪は68件から121件へとほぼ倍増している」と報告した。こうした極右の暴力に反対する数万の市民の大規模な抗議集会やデモが各地で組織的におこなわれ「市民が一丸となって極右根絶に取組もう」という姿勢を州政

府ともども表明したとの報道もされている。

こうしたネオナチによる暴力事件のなかでも特に最近の特徴として反ユダヤ主義的動機 による犯罪が激増しはじめたことに注目したい。2000年7月にデュッセルドルフのロシア 移民収容施設近くのバス停付近で発生した語学研修に通学するロシアからのユダヤ系移民 たちをねらい、重軽傷を負わせた爆弾テロ事件などもそのうちの1つである。それ以降警 察パトカーが同施設前で24時間警備にあたるようになったとか。容疑者が検挙されていな い中,捜査関係者の間でこうしたネオナチのテロが今後増えるのではないかと心配してい た矢先,今度はドイツ統一の記念日の前日2000年10月2日夜,同市内のシナゴーグに火炎 瓶が3本投げ込まれる事件が発生,幸い近所の女性が犯行を目撃,シナゴーグの2メート ルのフェンスを越えて火を踏み消したので出火を免れたが、今のところ30才前後の男性1 人を含む2~4名の犯行であることしかわかっていない。ネーム連邦検事総長は同事件犯 人逮捕のため自ら捜査を指揮,報奨金25,000マルクを約束して情報提供者を募った。在独 ユダヤ人評議会のシュピーゲル会長はこうした事態について、「ユダヤ人がドイツに住め るかどうかは,ドイツ人の姿勢にかかっている」と疑問を投げかけた。しかし,そのご10 月5日にも、ベルリンのクロイツベルク区のシナゴーグに敷石が投げ込まれるなどのユダ ヤ人施設にたいする襲撃が続発している。またチューリンゲン州ブーヘンヴァルト強制収 容所跡地では鐘塔にナチスの鉤十字の落書きを発見,連邦検事局は,これを極右グループ の犯行とみて捜査を開始、シュレーダー首相も現地を訪れ極右撲滅を国民に訴えた。

ノルトライン・ヴェストファーレン州の州都デュッセルドルフでは,前述のシナゴーグ 火炎瓶投下事件の1週間後の10月28日,市民による大規模な反極右集会が開催され, 25,000人が参加し,同日おこなわれたネオナチ260人のデモに抗議して反右翼の旗を掲げ た各種市民団体のメンバーや労働組合員らが会場となった市役所前広場を埋めつくしたと か。その市民集会には,クレメント州首相(SPD),同市在住の在独ユダヤ人評議会会長 のシュピーゲル氏も出席,エルヴイン市長は「デュッセルドルフにはネオナチを根付かせ ない」として反右翼キャンペーン強化を約束した。シュピーゲル氏もまた同市で起きたシ ナゴーク襲撃事件に言及,「在独ユダヤ人に大きな励まし」を受けたと述べ拍手喝采を浴 びた,と11月4日付の「ドイツニュースダイジェスト」Nr.336は報道している。

外国人労働者やシナゴークを標的にした以上のようなネオナチの犯罪が続発するなか, シュリー連邦内相は2000年10月10日付で連邦内務省がまとめたNPDに関する資料を連邦 議会の内務委員会に提出し,さらに20日にベルリンで開かれる連邦・州内相会議で同党の 反民主的な活動が党を禁止するに十分なものかどうかを協議した上,連邦政府が同党の活動禁止を連邦憲法裁判所に申請する方針を固めたことを明らかにした。その後,連邦政府は同方針通り10月26日連邦16州の内相による全国内相会議をデュッセルドルフで開催し,NPDの活動禁止を連邦憲法裁判所に申請することを正式に決定したが,NPD非合法化は極右暴力根絶につながらないとして,慎重論を唱えたヘッセン州とザールランド州は裁決の際に棄権したことに注目したい。

活動禁止派の主たる理由はNPDが外国人排斥を目指していることもさることながら,議会民主主義に挑戦するような政党が,選挙活動にさいして政府から運動援助金の支給を受けるのは不合理ではないかという点にあった。これにたいして,最大野党のキリスト教民主・社会同盟CDU/CSUの一部と自由民主党FDPからは,憲法裁判所がNPD禁止は結社の自由に反するとして同申請を却下した場合,逆に同党に追風をあたえる危険性もあるので,同党の活動禁止が極右封じ込め対策として効果のあるきめてとなるかどうか疑問視する声も上がっている。また,こうした団体自体の活動を禁止するよりも,むしろナチ思想が潜り込むような若者の心の隙間を埋めるようなもろもろの戦略を企てることが重要ではないかといった意見もでているのである。

連邦政府は既に8月16日に,極右撲滅を目的とした民間ベースの活動を支援するため欧州連合EUが青少年の非行防止のために設立した欧州社会基金より2000年から2003年までの3年間に年間2,500マルクを拠出すると発表した。連邦政府としては,こうした基金を使って特に旧東ドイツ地域で青少年のための職業訓練ポストを増設するなど,若者に将来への展望を与えることで極右化防止を図る計画があり,連邦家庭省が同支援金の申請窓口となり今秋よりスタートした。その他,極右暴力の被害者救済基金を内務省内に設立し年間1,000,000マルクを拠出することを連邦政府は決定。さらに9月からは公共の場から極右を締出すための全国共通ホットラインを設置して市民からの通報を常時受付ける体制を整えた。またシェリー連邦内相は極右が頻繁に暴動を起こす地域に国境警備隊を投入するとも発表した。連邦政府は以上にみたようにすでにこれまでにも,極右対策と外国人融和政策実施のために年間4,000,000マルクも拠出している。にもかかわらず既述のような極右勢力による集団暴力事件を未然に防止できないでいるのである。こうした暴力事件が「むしろ日常化した」とさえいった状況である(注1)。

こうした事態に直面してファシズム根絶を国是としてきた連邦政府の焦慮をさておいて も,加速度的に変貌する21世紀のヨーロッパ国際政治状況のなかで,集団暴力事件頻発の 背後にひそむ発生原因の解明と適切な対策が緊急に望まれているものの,曖昧模糊とした 国際的・国内的にも複雑にからみあった社会的諸要因が想定列挙されるなかで何がそのう ちの決定的要因かを速断することは容易ではない。それ故にこそ,こうした問題研究調査 の容易ならざる困難さと価値があるとも云えるのではないだろうか(注2)。

さて、本稿は、筆者が数年前から続けてきた最近急増するロシア系ユダヤ人移民のとり わけドイツ連邦政府のその受入れのための法手続の実態を調査した研究資料の1部であ る(注3)。同資料の主たる原典はロシア科学アカデミー自然地理学研究所の上級研究員で自 然地理学哲学博士号をもつパーベル・パリヤーンPavel M.Polyan氏の執筆のモスクワにあ るロシア連邦移民局FMS編集発行の季刊の研究実務誌 (英語版名Migration) の1997年第4号に掲載の英文の小論文「Jewish emignation to Germany」である。同誌は一 昨年度からは財政難のため廃刊になっていることを2000年12月2日・3日にかけて大阪市 天満橋近くの「エル・おおさか」7階で科学アカデミー極東支部の経済研究所や歴史・考 古学・民俗学研究所の研究員十数名を招いて開催された第16回ロシア極東地域学術シンポ ジウムの席上,主催者の一人である神戸大学の大津定美氏より確認した。同誌は季刊のわ ずか数10ページの情報誌にすぎないが,ソ連邦崩壊後の混乱した旧ソ連邦内の避難民・難 民対策にかんするロシア連邦移民行政担当の職員のなまの活動報告を知る唯一の同研究に は欠かせない誠に貴重な有益資料を提供しており、筆者も同誌の他のコピーの一部をケル ンにあったBIOST<sup>(注4)</sup>のBernd Knabe氏より入手し,これまでの論稿執筆のさいに多いに参 考にしたことがある。

以上からわが国での同誌掲載論文の購読は正式ルートでは困難なので,筆者の2000年7 月後半から8月後半にかけてVolkswagen本社のあるWolfsburg市に近いGifhornのTankum See湖畔のIsenbüttelに滞在中,Freiburg在住のパリヤーン氏本人に直接電話連絡をして本論 文のコピーを日本へ郵送していただいた。

内容的には既に紹介した論稿と重複する部分もあるが、小論稿とはいえ、旧東独側の受入手続との差異、正式の分担難民手続を経ずにきた先着ユダヤ人移住者との齟齬、共同体内のいわゆる古参とニューカマーとの対立。またパスポート法上の取扱い措置から同じユダヤ人家族でありながら非ユダヤ人のかなりの人数がドイツに入国し、同共同体になじめない者が多数いて同社会内部でも多方面で対立が生じている等の率直な指摘は、現今のドイツ国内のユダヤ人社会の活動の実相の理解に貴重な資料を提供くれている。なお、同論稿でしばしば引用される実数値にかかわる出典文献があげられておらず、計算誤謬も確認

されるが、毎月のようにホロコースト問題とかユダヤ教・文化に関連した新書籍の発刊 ブームとでもいった不可思議な出版現象をみるわが国で、統一後のドイツ社会内の現今の ユダヤ人問題にかんする誤解をとき、極端な客観的なデータ不足を若干なりとも補足して くれるのではないかと考える。なお本論稿の末尾には2000年8月に訪問して入手したフラ ンクフルトのドイツ中央ユダヤ人福祉協会編集の最近の統計図表を参考までに掲載してお いた。

1.「分担難民」ードイツにくるソビエト系ユダヤ人移民と彼らの社会的・法的資格 ソ連邦のユダヤ人がドイツにやってきて、居住者となるには、1990年 - 1991年以前は次 の2つの方法しかなかった。その1つはドイツ人との結婚、もう1つはイスラエルを経由 して再移民する方法(なおイスラエル・ルート以外にウィン・ルートもあったが)である。 ソ連邦より直接ドイツへのユダヤ人移民が公式にはじまったのは1990年から1991年の間で ある。

変にきこえるかもしれないが,こうしたルートを開発したのは,旧東独であった。その 歴史的な背景を以下述べることにする。かつてのポグロムを予想するような反ユダヤ主義 的な事件がいくつか1988年から、特に1990年代はじめにかけて、ソ連邦国内で発生したこ とは周知のとおりである。こうした野蛮行為や人種差別にさらされソ連邦から逃げのびて きたユダヤ人難民たちの調整機関となったのが,ベルリンのユダヤ人文化協会である。第 2次大戦中のユダヤ人ジェノサイトに対する東西両ドイツ政府の責任を認めた一方の東独 政府側は,1990年6月11日付でユダヤ人にたいして人道的事由によって東独領域内に居住 する権利を約束したのである。すでに招聘・ツーリスト乃至はビジネスビザでドイツを訪 問していたソビエト・ユダヤ人たちは,このチャンスを利用する第1号となった。その受 入れに必要な手続をするためには問題の第5項目にある民族Nationalityの欄にユダヤ人と しての出生証明書とかソビエトの国内パスポートを提示さえすればよいことになったので ある。そこで東独の内務省としては,合計27の受入キャンプ乃至は宿泊所を用意し,その ほかの収容施設,食料,一時金ならびに形式上は東独市民と同等の資格のある東独のパス ポートの交付をうける権利と共に5年間の滞在許可をユダヤ人のためにあたえたものだか ら,東独側がユダヤ人にあたえた資格は実際には西ベルリン側にいた彼らよりもはるかに めぐまれていたといわれている。というのもボン政府側はこうしたユダヤ人移民を他の " 難民資格申請者たち " と同等な処遇しかしなかったからである。一方,西ドイツ政府は 滞在許可の代りに求職権とか語学クラスの研修を受ける権利を保障しないで,国外追放を猶予する外国人法第56条上の黙認Duldungの措置しかこうじなかったのである。あらたに定住資格を取得し,そして最も重要なこの国の社会福祉を受給するまでになるには,本人がドイツという文化社会と深くかかわりあいをもっていることを証明しなければならなかったのである。当時のドイツ・ユダヤ人中央評議会の議長であり,西ドイツ・ユダヤ人協議会会長でもあったハインツ・ガリンスキーHeinz Galinsky氏は,ソ連邦からやってくるユダヤ人移民を歴史的にみてドイツ・ユダヤ人にあたえられたまたとないチャンスであるととらえた。ガリンスキー氏の戦略目標は,ソ連邦からやってくるユダヤ人にたいして援助の手をさしのべるだけではなくて,彼らをもちいてドイツ国内にユダヤ的な生活を復活させようとしたのである。

1990年10月25日,緑の党のイニシアデブの下,連邦議会でユダヤ人移民にかんする聴聞 会がひらかれた。同党代議員のVetzel氏はその基調演説のなかで次のように発言した「ソ ビエト・ユダヤ人の移住要求を認めるかどうかは、ドイツがこの国のこれまでの歴史と和 解を願っているかどうかを我々が政治的に決定する必要に迫られていることを意味する」 また社会民主党議員のGlotz氏は「もしもホロコーストをおこなったこの国にユダヤ人た ちが来たいと欲するのなら,余計な官僚主義的な遅延なしに彼らのもつ問題を解決すべき ではないのか。ソ連邦国内の国家主義者や反ユダヤ主義者のターゲットとなったユダヤ人 がわれわれの国に来て,われわれの同胞にならんと希望しているのである」。次に民主同 盟the Party of Democratic Accordの代議員のBittner女史は東欧よりやってくるユダヤ人にド イツ市民権を許可してはどうかとさえ提案して「われわれがユダヤ人をどのように処遇す るかによって,統一ドイツに対する姿勢がきまるのである」と議会で発言した。ドレスデ ンの1990年12月14 - 15日開催の連邦内務大臣会議は,ソ連邦からのユダヤ人難民(および 非ユダヤ人配偶者)に「分担難民contingent refugees」と同等の資格をみとめて受入れるこ とを公式に政令として出すことを決定した。われわれの知る限りでは,同様な資格がやが てハンガリー,チェコ・スロバキア,チリ,ベトナムからの政治難民にも認められたので ある。

ところで、分担難民という資格は、国際条約上定義される条約難民conventional refugees のそれとは若干違ってくるのである。ソビエトからやってくるユダヤ人難民資格を分担難民のそれと比較して同等identicalといわずして、平等equalという用語をもちいることの意味は何かというと、分担難民資格に付随したもろもろの特典は、当該難民にしか適用され

ないものであって、いかなる指令たりとも、それを剥奪できるものではないということを意味している。したがって、分担難民がその出身国に旅行することを法は禁止はしていない。ソ連邦からのユダヤ人難民受入れ資格やメカニズムに関するこれまであいまいにされていた個別事項を解明したのが1991年1月9日のボンで開催の連邦首相会議であった。同会議ではユダヤ人難民の受入総数を何も規制したわけではないが、各州の配分率についてはケーニヒシュタインの鍵Königstein Keyといわれるとりきめ、すなわち各州の住民人口数に比例して厳格に配分するという申合せにもとづいておこなうことになった。その結果、最も高い分担率をせおうことになったのはノルトライン・ヴェストファーレン州の22.4%、つづいてバーデン・ヴェルテンベルク州の12.2%であった。

独立国家共同体諸国内にそれぞれあるドイツ大使館は移住申請を審査し、3ヶ月間有効の入国ビザを発行する責務をおうが、各州への配分その他の一切の手続は、ケルンにある連邦行政庁および各州の中央関係部局の専決事項となった。ロシア連邦諸国にあるそれぞれの大使館が認可した移住希望者たちは、同部局より永久居住地としてどの州に移送されるかを告げられるが、その際、移住申請者の個人的希望が配慮される場合もあれば、無視される場合もあったのである。以上の手続をへて個々人の住居を取得するまでは、難民たちは一定期間ユダヤ人協会やドイツ国内の関係社会施設や機関が管理する特設の難民キャンプで生活しなければならなかったのである。しかもこうした移民手続以外にも、ソビエト・ユダヤ人たちはツーリスト・ビザや招聘ビザを使ってドイツに入国した後、そこに残留するといった旧来の慣例がしばらくは機能していたのである。地方にあるユダヤ人協会も原則的には彼らがしかるべく居住資格を取得できるように援助したので、やがて彼らのうちの大部分が、その家族のメンバーになることができた。やがてこうしてソ連邦から移住してきたユダヤ人グループも合法入国者すなわち、モスクワ、キエフその他の独立国家共同体の各首府にあるドイツ大使館を通して合法的に入国したユダヤ人・グループと合流したのである。

ドイツにおいては,分担難民の社会的・法的資格としては何が用意されているのだろうか。先ず第1に彼らには無制限の滞在許可と就労許可が,そして求職活動がうまくいかなかった者に対しては福利厚生を受け,更に移民たちはドイツ国内でどういった階層に属そうが保険受給者であろうが,自由に職業訓練を受けるチャンスが保障され,住宅・児童手当を受給する権利を取得できるのである。以上のこうしたもろもろの保障は法的経済的にみても,今日ドイツ国内に居住する市民権をもたない外国人に認められたうちの最高の特

権的資格である。分担難民はドイツの法律に違反しない限り国外退却を免責されるのである。ユダヤ人難民の場合は、ドイツ系移民Aussiedlerのように自動的にドイツ市民権を取得する権利をもっていないが、7年間ドイツ国内に居住した者はそれを請求できる権利をもっている。しかしこの期限は無効とはいえないにしても、これまでも先着移住者たちにはまもられていないのが現状である。このためドイツの現行法に違反したおかしな実態が生じている。ソ連邦よりやってきた彼らのもつパスポートの過去5 - 6年間という有効期限が無効となるのはすでにソ連邦自体が消滅しているからである。しかもソ連邦崩壊後の新興諸国にある領事館の書類には単身難民は原則として記録されていなかった。同時にドイツの市民権の取得には、本人がロシアとかグルジアの市民権を放棄したことを証明する書類を所持しなければならないのである。なぜなら、旧ソ連邦の市民であれば、こうした国の市民権が自動的に付与されてしまうからである。

独立国家共同体の領事館の職員は、そうならないための色々な変則variantsを熱心に示唆してくれる。その第一の方法とは脱国者defectorのケースである。新しいパスポートを取得しに一端帰国し国外滞在許可をえたのち、再度ドイツにかえり領事館を通じて市民権放棄の申請をする方法。第2の方法とは次の手続をとる。まず領事館に1名あたり700乃至800マルクの税を支払って滞在許可申請をする。その際同書類は外交便で審査・裁決をあおぐため相手国に郵送されるが、回答をえるまでの期間が特定していないし、またその裁可も保障されているわけでもない。裁可された場合には140マルクを支払い新しいパスポートを取得した後にはじめて従前の市民権放棄申請をすることが許されるが、その際700乃至800マルクを一括して支払わねばならない。要するに第2の方法は、実に金銭のかかるおかしな手続なのである。ドイツのいかなる連邦州もこうした法的にナンセンスを個別的に処理する権限をもっているが、ノルトライン・ヴェストファーレン州だけは、このような問題に独自の解決策をもちい、分担難民を無国籍人と認定した。要するに市民権をもたない者にはその権利の放棄についての情報提供を要求できなくしたのである。

旧ソ連邦を出てドイツ移住を選択したユダヤ人たちは,「イスラエルではなくて,何故ドイツなのか」というかなり倫理的というかデリケートな質問をどうしても避けて通れないし,ドイツ大使館での手続においても,同じ回答を義務付けられる。召還ビジネスではドイツをありがたくないライバルと考えるイスラエルの雇用主たちもまた,たしかにこうした質問回答に関心をよせている。しかし常に移住申請者たちはこれに対しまさに市民的な哲学にもとづいた平凡な弁解もしないのである。生活レベルからみると,イスラエルの

わずらわしくて,いつも危険を背負った生活状態よりもドイツの社会・文化生活スタイルがはるかに魅力的であるからというのが彼等の本音である。移民たちの多くは健康とか気候を理由にしてイスラエル行きをことわっている。また多くの者がイスラエルはセファルデム的な偏見が強くて,将来的には西欧風の国家よりも,むしろアラブ的な色彩の強い東洋風の国家になるのではないかと懸念してか,イスラエルの文化的気候を好まない。しかもイスラエルではあまり実用にならないドイツ語やイーディッシ語が話せるので,ドイツとの文化的な交流が容易である。

しかし、こうした質問に続いてもう一つの問いかけが出てくる。それは明言し回答することの最もむつかしい次のような質問である。すなわち、「数百万のユダヤ人を死へと追いやったホロコーストに全責任のある国、ドイツでユダヤ人はどのように生活することができるのか」この質問にできないと返答したうちの誰一人としてドイツ移住を選択しなかった。彼らにしてみれば、ドイツの老人たちすべてがかつての殺人者とか死刑執行人にしかみえなかったのである。ところが、こうした歴史的事実にもかかわらず、数万ものユダヤ人が生活できると回答したのである。こうした問題を真剣に考えた者はそのうちの10%位しかいなかった。

これに関連して、ドイツで発刊されている某ロシア語新聞に掲載されたマグデブルク在住のある読者の手紙を思い出す。その手紙の内容は、青年にしてすでにかなり高級公務員のこの手紙の主人公が出席したコミュニティで催されたある集会について書いたものである。この集会の参加者の多くは旧ソ連邦から移民してきたユダヤ人であった。こうした人たちについてどう思うかと質問されたので、即座に彼は「とんだことをしてしまったよ」と吐き捨てるように云ったあと、しばらく平静になれなかったとか。シオニストのしかけた質問とはいえ、こうしか返答しなかったことが後になってかえって気になったという主旨の記事であった。今日の移住者の多くがそうした問題には全く無関心な人たちである。彼らの移住の目的は全く実利的なもの以外の何ものでもないのである。このようにして数万ものソビエト・ユダヤ人たちがあらゆる疑問を拒否してドイツへの移住を決意した。1995年5月2日までの同移住申請者数は86,907件で、うち認定されなかった数は41件、すなわち0.05% (注5)にすぎなかった。同期日に法的にも事実上にもドイツへの移住が合法的に認定された件数は75,450名であったが、そのうち実際にドイツへ移住した移民実数は39.9%の30.125名である。

1990年代のドイツ国内の各年度ごとのユダヤ人・人口数をみるとかなりの高低がみられ

る。1991年度は1年間で46,000名に急増し,1992年度はやや減少し,31,000名,1993年度41,000名,1994年度47,000名と再び増加傾向に転じた。1995年度と1996年度は,それぞれ82,000名と76,000名とこれまでの最高の増加をみた。ユダヤ人協会の会員総数も5万から6万名の限度を越えて1997年はじめには61,300名となった。今日では旧ソ連邦より実際にドイツに移住してきた移住者の割合は総移入民数の5分の3にもなっている(注6)。その大部分が30代・40代で,16才以下の未成年には15.4%,60才以上の高令者は27.4%であるが,同数値は移民にかんするサンプル調査でみても1.5%低いのである。人口統計的にみると,ドイツに居住するユダヤ人は旧ソ連邦のそれよりも恵まれている。女性が51.4%を占めているのは平均して50才以上の年齢層が多いためである。

旧ソ連邦からやってきた分担難民の教育水準は特に高いが,大抵の場合事前の職業訓練をうけずにドイツ国内で直ちに就職するには彼らのもつ技能が生かされていない。これはあまりにも矛盾した事態である。こうした訓練をしなくてもドイツ式の経済社会にすぐ適合して生活しているユダヤ人難民はそのうちの3分の1しかいないのが現実である(注7)。各年度の移民実数と同申請件数をくらべてみると,移住手続希望者が列をなして10年乃至15年間も待ちつづけているのではないかと思われるかもしれないが,ウクライナだけをとってみても1991年 - 1997年にかけて62,558名のドイツ移住申請者中,46,937名が認可され,うち31,611名にたいしてビザが発行されたという概算報告がある。しかし,時の流れと共に,移住流出度の強弱にかげりがみられる。ドイツはイスラエル,アメリカ最近ではカナダといった油断のならない競争相手とあらそっている。

#### 2. 旧ソ連邦からのユダヤ系移民とドイツ国内でのユダヤ人生活

1933年のヒトラー政権の樹立以前には、ドイツ国内には50万以上のユダヤ人が居住していた。1933年6月にはベルリン市内のユダヤ人共同社会だけでも160,000名、ドイツの首都人口の約4%を占めていた。1935年8月になるとそれが153,000名に、そして1939年5月には79,000名、すなわち約半数に激減した。その約半数がドイツ国外に逃亡したのである。そして1941年6月ベルリンにはわずか6,500名のユダヤ人しか残っていなかったのである。これら生残っていたユダヤ人のうちの少くとも52,000名がポーランド、バルト3国乃至はテレジエンシュタトに移送されたと記録されている。戦後のドイツ国内のユダヤ人共同体の一部は、ドイツに帰国を決意した逃亡ドイツ系ユダヤ人およびユダヤ人難民キャンプからドイツに移住してきた東欧のホロコーストの生存者と再移住民からなっていた。

イスラエル,アメリカその他の国からのほんのわずかな移民もそれに加えられる。

西ドイツのユダヤ人社会は、その他のヨーロッパのそれと異って平均年令44.7才という高年令者が多くて出産率も平均して1.3%と低かった。死亡率が出生率をはるかにうわまわっていたので、この小規模乃至はわずかに中規模のこの社会は正に涸渇し、急速に自ら死滅の危機に直面していた。こうした劇的傾向に転機がおとずれたのは1990年であった。戦後ドイツ国内のユダヤ人の人口統計上の推移は実にひどいもので、8年間で3,146名も自然減少していた。旧ソ連邦より移住してきた難民の機械的な流入だけが、こうした人口の減少傾向をくいとめたのである。例えば、1993年度は5,317名がドイツに移住してきたが同年度の移出民数は566名で、差引き4,751名の増となった。1994年度のユダヤ人移入民数5,629名、同移出民数は285名と半減したので差引5,344名となった。要するに1990年代は年間平均して3,000乃至5,000名増加したことになる。これまでドイツ国内のユダヤ人社会人口が倍増するまでには、36年間を要したのに、その後わずか4年間で3倍増になったのである。最近のここ6年間の64.4%の急増は実に印象的である。

国外すなわち、旧ソ連邦からの移民の流入はかくしてドイツ国内のユダヤ人社会の復活に貢献した。1997年度に関していえば、ドイツ国内には約80のユダヤ人共同体があり、そのうちの10の同共同体が旧東独側にある。これらの共同体の活動は、いろいろな財政資金によって支えられている。その主要な財源は各州の宗教関係省庁の予算財政から基金をえている。これらの資金は家屋のレンタル料・布教等の宗教活動に要する経費にあてられるのである。州政府、市当局、文化財団よりの支出もかなり多い。また寄附とか時には共同体の建物の賃貸料金もまた運営資金となる。とりわけここ数年間にベルリンには1,000名の会員をもつユダヤ人共同体が今日では9団体も誕生したことでも、その主導力が注目される。印象的なのは数だけではない。そこでは本当の意味でのユダヤ人生活のためのセンターが実現したのである。ベルリン市内東部のオラニエンブルグ通りのシナゴグを中心に、ここ数年間のうちにガリンスキー名称のグラマースクールやユダヤ風レストラン、商店、美術館がつぎつぎと建てられている。

フランクフルトでは年度別に集計・発行の共同体統計集が出版されている (注8)。 しかし 同統計集は正確であるが,全体的にみて詳細ではない。というのも基本的にはドイツ国内 に居住しているユダヤ人のすべてがユダヤ人共同体の会員になっているわけではないから である。その理由は色々ある。とりわけ,特に重要な制約の1つになっているのは,ユダヤ法ではユダヤ人の母親から生れた者しか本当のユダヤ人とみなされないのに対して,パ

スポート上では問題の第5項目に父親の民族nationalityで記録されるのがソビエト・ロシアの市民的ならわしになっているからである。旧ソ連邦でユダヤ人たちが権利侵害や差別をうけてきたのは,身分証明上のデータよりもむしろ周知のあかしとなる所属共同体を基準におこなわれたためである。つまり「パスポートよりも顔が重視された」のである。しかるに宗教的共同体ではこうした事情は無視される。非ユダヤ人の母親から生れた混血児は共同体の一員として受入られない。したがって彼らは統計レポートには算入されない。非ユダヤ人はユダヤ人の家族数に含まれない。専門家の評価によると,こうした非ユダヤ人数はところによって様々であるがユダヤ人共同体会員総数の4分の1乃至3分の1とかなり高い数値である。かつてはこうした者たちは差別の被害者とされたが,今日では自らが差別する側にたっている。こうしたことが相互不信やドイツでの不安のない田園生活どころか,ユダヤ人生活環境を悪くするいくたの紛争をまねく原因となるのである。

脱国者(厳密には真の難民)と公式手続をへてドイツに入国した者とを次のように区別できる。前者のグループは原則として活発かつ意欲的であり,独立心に富んでいて,大都市に滞在したがるし文化・教育レベルも高い。後者のグループは前者と較べると消極的でかつ依存型が多く,色々な関係部局にたいして自らの必要件を満たすために苦情を申したてるとかの陳情活動しかしない。かくして後者は主として地方レベルや共同体内レベルではきわめて政治的にふるまい,時には攻撃的態度すらとるのである。みたところ難民にも2種あって相互にほとんど交流がない。彼らはシナゴグのおもな安息日とか,あるいは指導者の報告をきいたり再選のために常時共同体が開催する会合にしか出席しない。このような会合も,その多くが参加者のそうぞうしい騒音と非生産的な雰囲気のなかでおこなわれることが知られている。こうした不穏な不和の背後には,新来者と古参グループ間の利害の不一致だけでなく,それぞれのグループの本来もつ精神的価値感とか目標について深くて根強い相互の無理解が原因しているものがある。

新来者たちは時として,ユダヤ教の基本的な教義とか世俗的なユダヤ的伝統を全く無視した改革を押し進めようと企てることがある。他方,数々の寄進をして今日のユダヤ人共同体の基盤を築きあげてきた古参の旧会員たちは,これまで公認されてきた固苦しいルールを実践するさいに,ロシア式手法で事態をみようとしないし,またそうすることができないでいる。

ハインツ・ガリンスキー氏の考えたドイツ社会内のユダヤ人共同体再建戦略は,まずドイツ社会に旧ソ連邦ユダヤ人を移住させたのち,ユダヤ教の伝統を導入するための最初の

統合基盤を着実に構築・実践することであった。もちろん同氏の戦前のユダヤ人共同体の 力と影響力を復活させるという夢が本当に実現できるかどうかの予測は簡単にできないが , 現今ようやくドイツ系ユダヤ人がソビエト系ユダヤ人の存在価値を評価しはじめてきてい る。つらいことかもしれないが , このことがやがて何らかの成果を生むきっかけになるだ ろう。

## (平成12年12月18日脱稿)

- (注1)ドイツ連邦議長ヴォルフガング・ティアゼの発言。「90年代初めの世間を震撼させた外国人殺害事件(ホイアーセウヴェルダ,メルン,ゾーリンゲンなど各地で発生した)の後,右翼過激派はドイツから完全に姿を消したのではなく,むしろ日常化した。右翼過激派は,西部ドイツにも広がったが,ここでは"孤立"している。それに対して東部ドイツでは,過激派は"社会の中心部"から生れているだけに,特異な事態に発展する危険が大きい」。これに対し,グンター・ホフマン氏は「彼の意見には反論もあろうが,こう訴えることで東部ドイツにおける事態の深刻さに眼を向けさせようとしたのであろう。事実,多くの調査で明らかなように,東部ドイツの右翼過激派の行動はより直接的,残忍,衝動的で,極右政党とのつながりは弱い。また特定の地方や特定の社会層,とくに若年層に集中している点に特色がある」 外国人敵視と極右に対抗する戦略とイニシアチブ "Deutschland"2000年No.5,10月/11月号の特集極右と戦う。p.8参照。
- (注2)2000年12月11日締結されたニース条約は不法移民誘発原因となるこれまでに各国が独自にばらばらに運用してきた難民Asyl政策を統一化し、EU東方拡大をめざした21世紀の新しい移民政策をあらたに提唱した。統一後の東西ドイツの経済・教育・社会格差を残したまま,少子化と外国人過剰に悩む今日のドイツの多元的移民社会のもとで,シュレーダー政権の推進する最近のグリーン・カード化した「役立つ」外国人新移民政策にたいする様様な社会的反発は測りしれないものがある。移民法Einwanderungsgesetz導入をめぐる世論の動向,およびEUの東方拡大施策プロセスで東西ヨーロッパ社会の深層に流れる民族間利害をベースにしたアイデンティティ意識の変化,IT化したコミュニケイションの浸透のなかでのヨーロッパ・ファシズム拡大の動向をみきわめる必要がある。
- (注3) 拙稿「独立国家共同体よりドイツへのロシア系ユダヤ人の最近の流出動向ならびにドイツ 行政措置について」(1),(2)吉備国際大学社会学部研究紀要,1999年刊第9巻第9号および2000 年第10巻,第10号。および「ロシア系ユダヤ人移民をめぐる戦後ドイツの行政措置,およびユダヤ人協会Jüdische Gemeindeの社会的統合機能の現状について 変貌する統一後のドイツ・ユダヤ人社会 」平成12年(2000年)2月刊高松大学紀要,第33巻,第33号。p.51-73。
- (注4)ケルンにあった同研究所は既に連邦政府のベルリン移転に伴い,同市内のLudwigkirchplatz3 4のDeutschen Institut für Internationale Politik und Sicherheit in Berlin内に名称変更してすでに統合移居している。
- (注5) 同数値は不正確。パリャーン論文には引用の統計数値の出典名の記載が一切ないので検証できない。なお2000年10月28日付「ドイツニュースダイジェスト」Nr.335号によるとドイツ統一後ドイツのユダヤ人人口が増加し続け、10年前のほぼ3倍の約85,000人に達している。「ドイツには現在,大都市中心に78のユダヤ教区がある。ユダヤ人住民が最も多い都市はベルリン(11,200人)で、ミュンヘン(7,200人)フランクフルト(6,700人)デュッセルドルフ(6,200人)がこれに続

いている」と報道しているがこの数値も出典不明である。

(注6)いかなる総移入民数なのか分母が不明。

- (注7)この就労実態については、「高松大学紀要」第37号の拙稿「統一後ドイツのロシア系ユダヤ人移民にかんする実態調査・研究資料 LUM報告およびHDZの比較分析に基づくドルトムント地区のユダヤ人移民労働者の就職状況 」を参照されたい。
- (注8) Zentralwohlfahrtsstelle der Juden in Deutschland e. V. が毎年定期的に発行するMitgliederstatistik der Einzelnen Jüdischen Gemeinden und Landesverbände in Deutschlandを指しているものと思われる。本論稿末尾に掲載の統計図表は2000年1月1日付のものである。リスボンへの小旅行後2000年8月8日火曜日午前,小雨のなかフランクフルトZWSTを再度訪問し,同局のAssja Kazwa 女史より直接頂戴した貴重な資料である。

## (付記)

(1380)						
本稿で引用したロシア科	学アカデミー	·地	理研究所0	O研究員パリャ	ン氏には1	996年刊の
「二つの独裁の犠牲者」	ае	,	е		_	
				• "	3	"
1996 . ISBN 5-89002-008-0	以外に近刊書	<b>書と</b>	して,191	9年以後の強制	移住の歴	史に関する
「ソ連強制移住史」						
			:	-		2001.

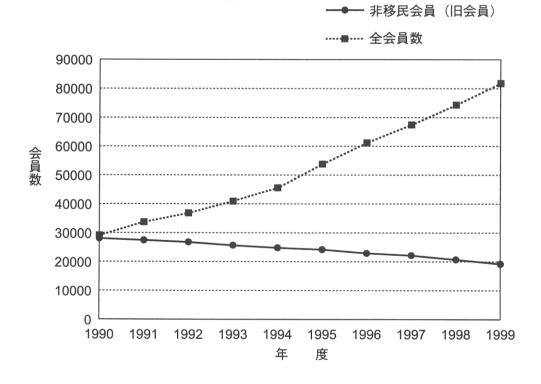
328C . ISBN 5-94282-007-4がある。

(第1表) 1990-1999年度間の会員総数と独立国家共同体出身の新旧会員数と比率

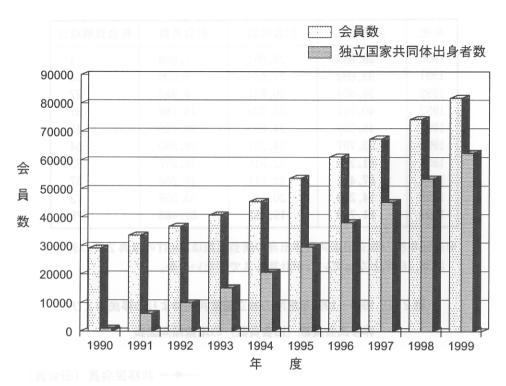
年度	会員総数	旧会員数	新会員数	新会員構成比
1990	29,089	28,081	1,008	4
1991	33, 692	27,486	6,206	18
1992	36, 804	26,821	9,983	27
1993	40,917	25,729	15, 188	37
1994	45,559	24,850	20,709	45
1995	53, 797	24,237	29,560	54
1996	61, 203	22,946	38, 257**	63
1997	67, 471	22, 211	45,260	67
1998	74, 289	20,730	53,559	72
1999	81,739	19, 251	62,488	76

※1996年度の独立国家共同体出身の新会員数はZWSTの原典2頁の表では38.168名となっていたが計算ミスではないのか。

(第2表) 1990-1999年度間の独立国家共同体よりの移民および 非移民会員数(旧会員数)の増減傾向図表



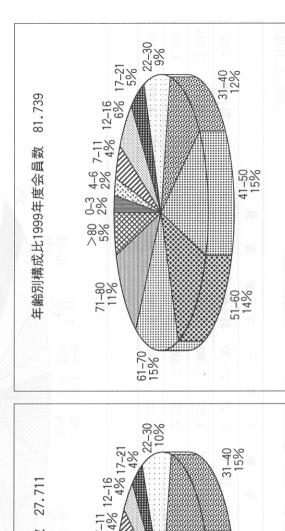
(第3表) 1990-1999年度間の会員総数のうちの独立国家共同体出身者数図

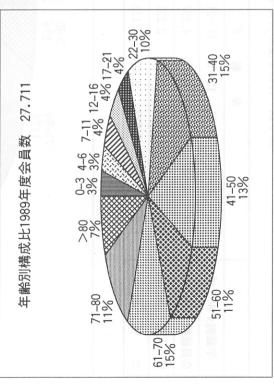




第4表 1989年度と1999年度を対比した年令グループ別会員構成表

会員総数	年 度	年令	グルー	プ別	年令グループ別 0-3 4-6 7-11 12-16 17-21 22-30 31-40 41-50 51-60 61-70 71-80 >80	4 - 6	7 –11	12 - 16	17 - 21	22 - 30	31 - 40	41 - 50	51 - 60	61 - 70	71-80	>80
27,711	1989	ব্দ	皿	数	807	758	1, 193	1,110	1, 229	1,110 1,229 2,692 4,335	4,335	3, 588	3,588 3,108	4,044	2,968	1,879
81, 739	1999	44		数	1, 329	1,637	3,546	4,603	4,357	4, 357 7, 303 9, 679 11, 899 11, 797 12, 762	9,679	11,899	11, 797	12, 762	8,834	3,993
增加倍数	年度 89,	30年	命数%		1.6	2.2	3.0	3.0 4.1	3.5	2.7	2.2	3.3	3.8	3.2	3.0	2.1

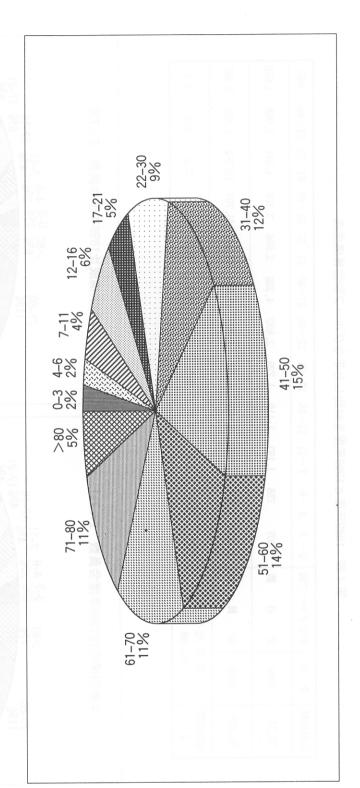




第5表 1999年度の男女年令グループ別会員構成表

1999.12.31現在

				中	年 齢	J. II	1	プ。別	₩ ₩	三	数		
年齢別グ	アール	0 - 3	4 - 6	4-6 $7-11$ $12-16$ $17-21$	12-16	17-21	22-30	31-40	31-40 41-50	51-60	61-70  71-80	71-80	>80
会員総数	81,739	1,329	1,637	3, 546	4,603	4,357	7,303	6,679	11,899	11,899 11,797	12,762	8,834	3,993
男性	38, 762	200	608	1,814	2,389	2, 235	3,616	4,663	5,729	5,504	5,972	3,835	1,496
女性	42,977	629	828	1,732	2,214	2,122	3,687	5,016	6,170	6,293	6,790	4,999	2,497



# 高松大学紀要

第 36 号

平成13年9月25日 印刷 平成13年9月28日 発行

> 高 松 大 学 高 松 短 期 大 学 〒761-0194 高松市春日町960番地 TEL (087)841-3255 FAX (087)841-3064